

令和4年度

**地域密着型サービス事業所
(地域密着型特定施設入居者生活介護)
開設事業者募集要項**

令和4年4月6日

福岡市 福祉局 介護保険課

— はじめに —

福岡市では、高齢者の要介護度が重度になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

令和3年度からの3ヵ年を計画期間とする第8期福岡市介護保険事業計画においては、第7期計画に引き続き、日常生活圏域について、概ね中学校区単位を基本とする59圏域を設定し、身近な地域で介護サービスを利用できるよう地域密着型サービス事業所整備を推進し、在宅生活を支えるサービスを拡充することとしております。

地域密着型サービス事業所は、地域との連携が求められていますが、地域包括ケアの実現へ向け、今後より一層、地域の方や医療機関、他の介護サービス事業所などの関係団体と連携し、地域が抱える課題を一緒に解決していくことや、事業所専門職の知識を生かして認知症サポーター養成講座などの介護に関する啓発活動を行っていくことなどが期待されております。

事業計画にあたっては、地域の実情を把握され、その実情に応じた支援を積極的に提案するなどして、連携・関わりを密にいただき、地域の開かれた事業所運営を目指してください。

— 目次 —

1	募集内容について	1
2	応募要件について	2
3	応募手続きについて	3
4	審査・採択方法について	10
5	施設計画・人員基準について	13
6	資金計画について	18

1 募集内容について

(1) 募集定員

地域密着型 定施設 者生活介護 定員 29 人 の介護専用型 90 人 度

(2) 募集対象事業

設

令和5年度中に 人福 法第29 の 定に基 く 人 ームを たに設 し、介護保険法 における地域密着型 定施設 者生活介護の指定を ける事業とします。 サテ 型 。

人 ームの一 のみについて、地域密着型 定施設 者生活介護の指定を ける計画は とします。 施設 体で指定を けることの住宅型 人 ームやサービス き高齢者向け住宅からの は、募集 です。

(3) 対象地域

中 第5圏域、 第2圏域 第4圏域を いた市内 56 日常生活圏域

※ 認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、同一圏域で各々が募集している場合は併設応募も可能です。

■市街化調整区域の土地での応募について

市街化調整区域においては、開発行為や建築等行為が制限されているため、開発許可担当部局からの許可が見込まれるものに限りです。市街化調整区域の土地での応募を検討されている場合は、事前にご相談ください。

サテ 型 定施設について

- ・本体事業所とサテ 型事業所の は、自動 による 動に要する 間が概ね 20 内の近 であること。
- ・本体事業所とは、サテ 型施設に し支援機 を する介護 人保 施設、介護医療 はしくは 療所のことをいう。

2 応募要件について

(1) 募集対象事業者

1 2 の事業所の開設をする法人 法人 は わない で、 人 一
ムの設 者であること

福岡市 団 第2 に 定する 団、 団員またはこれらの者と密
な関係にある者は応募できま 。

なお、応募事業者については、法人の 員 およ 者 定者 てについて、
福岡 本 へ 団員の に関する を行います。

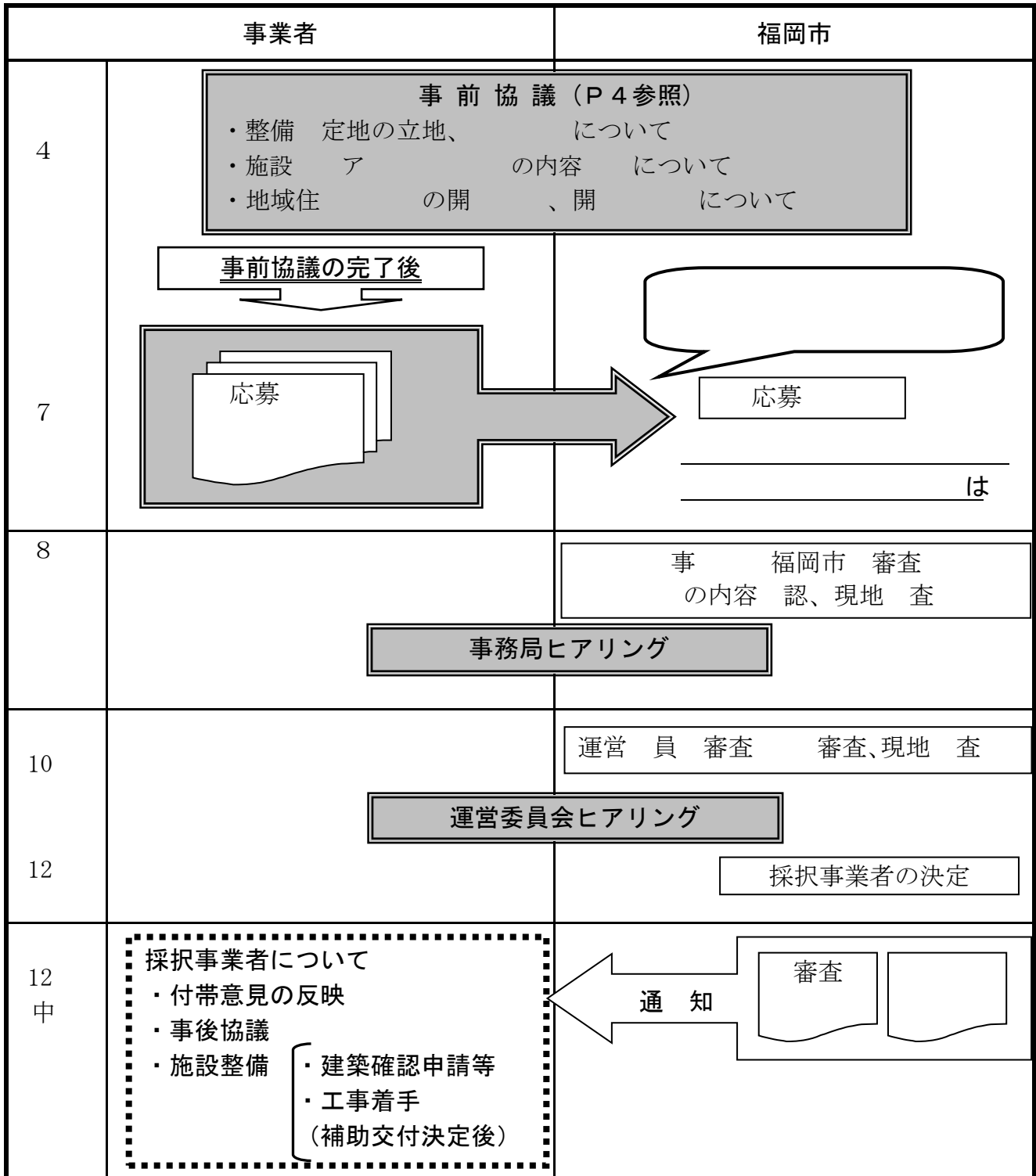
(2) 整備事業年度

として、令和5年度中に着 し、令和5年度 までに の 、介護保険法に
基 く指定を け、事業所を開設するものとします。

なお、 金の を け に整備を行う においては、採択され、事後
後、事業着手が です。

3 応募手続きについて

令和4年度地域密着型 定施設 者生活介護事業者採択までの れ



審査 につきましては、採択・ 採択に関わら 、 応募事業者に 知します。
 また、採択された は、法人 、整備 定地 を本市 ーム ー に します。
 採択事業者には、審査 知後にその後の手続き関係資 を します。

(1) 応募書類提出前の事前協議について

の提 にあたっては、 の内容について、あらかじめ 福岡市との
を行うこととします。なお、事 の 後に応募 の提 となります。

【事前協議に必要な書類】

事

・ ーム ー の を 用すること

整備 定地の位

・ や ス 、 近 の が かる のもの

・ な住所地が かるもの

現地

・ 整備 定地とその が かるようなもの 8 度

・ を った方向を地 に した位 ・施設

・ による応募をする は、 内 の

設計

・ 基本設計 度のもの 間 り、 積 内法 、 法 が かるもの

・ により応募する は、

体 ー

・ ーム ー の を 用すること

【事前協議の内容】

整備 定地の立地、 について

施設内 ア の内容 について

地域住 の開 、開 について

年、設計 についての な には1 度要し、その後の地域住
にも1カ 度を要しておりますので、 切日の2 までには応募地
を決定し、 の事 を行ってください。

(お願い)

来課される場合は、事前の電話連絡にて協議の予約をしてください。例年、
複数の事業者と協議を行っており、事前連絡がなく協議中に来課された場合な
どは、対応できない場合があります。

また、設計会社等のご担当者のみでの協議には応じることができませんので、
必ず運営を希望される法人のご担当者の来課をお願いします。

(2) 地域住民への説明について

地域密着型サービス事業所は、地域に し、地域に開かれたものとなるよう ま
 れていることから、地域住 の 解 が 要 となります。

って、開設 定地の地域住 に しては、 事 に を実施し、 設
 事は より開設後の事業所運営を に行えるよう、充 な 解や が られる体
 を整えることが重要となります。

の方法について

、 を実施してください。ただし、 型 ス 拡 の
 から 内 と のうえ、 を実施しない は、住 から が
 できる 方法で 知を行ってください。

内 に っていない住 もいますので、 だけ に る 知は とします。

また、 実施にあたっては、 内 の ーム ー に している
 型 ス 症 の業 を にするなどして、
 な 症 を行ってください。

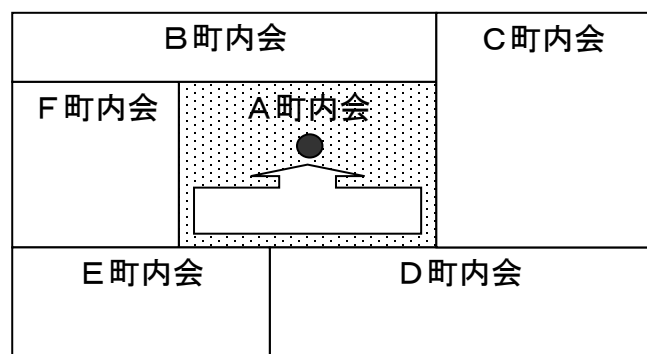
内 型 ス 症 ス ー のために
 業 との 拡 ー 2 集 、

の について

として、整備 定地の 内 または自 「 内 」という。
 整備 定地の 内 に する 内 を に を行ってください。
 つきましては、 の について福岡市と事 を行ったうえで、
 を決定してください。

整備 定地が 内 の

- の は、
- ・ 内 ・ 内
 - ・ 内 ・ 内
 - ・ 内 ・ 内
- の6 内 となります。



の開 にあたって

ア の実施に しては、地域の 者 内 自 、 に
 も を し、地域の実情を充 に把握してください。

内 に っていない住 もいますので、 だけ に る 知は けてくだ
 さい。

とは に、計画地の 地住 には、もれなく を行ってください。
 連 がつかないなど、 を行うことが ない も、 となる
 応を ってください。

のように、なり の 者が めるよう開 所や開 日
を してください。

- ・開 を と 後に けて開 する
- ・ 日と 日の2 に けて開 する

においては、事業所の開設が決定したかのような 解を くことのない
ように、応募中の であり、今 の提案が採択されない がある を
してください。

採択・ 採択にかかわら 、審査 知後 やかに、応募事業者は審査
を地域の 者 住 へ えるようにしてください。

(3) 応募書類について

応募 は、提 一 を 認のうえ提 してください。 の提 に し
ては、 のとおり体 を整え、 4サ の に じたものを13
本1 、 本12 提 してください。

また、提 後の い わ に 応できるよう、提 一 の えを保 してお
いてください。提 された は できま 。

なお、要に応じ、「提 一 」 の や 定 員 資 用として
の提 を求める があります。

【応募書類作成方法】

の に、「令和4年度地域密着型 定施設 者生活介
護開設事業者募集 法人 」 「本 本 」の をする。

提 一 の みのもの を ける。

提 一 の とに 切 の をつけ、 切 に
スをつける。 スは のみ する。

資 を じる は、提 一 の のとおりとする。

資 は 4サ を基本とする。 で 3サ となる は 4サ
に り 。

なり、両面コピーにする。

関係 など 者 で 本を保 するものは、応募に しては しの
提 で構いま 。また、その は、 のとおり 本 をしてください。

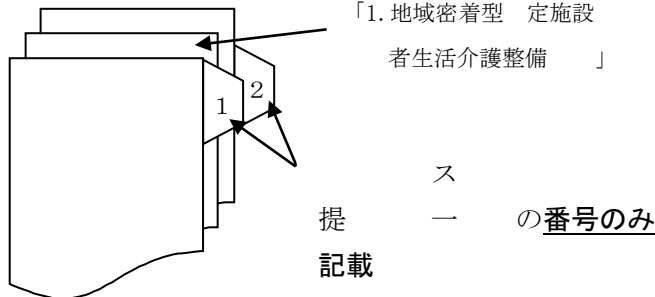
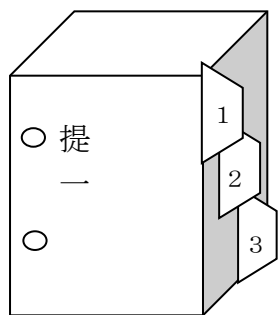
この は 本と ありま 。

年 日

法人

者

応募 の提 切 ス



(4) 応募に際しての留意事項

施設整備計画に基づく応募の成、応募提に要するについては、採択・採択にかかわらず、すべて応募事業者のとなります。

応募め切り後の事業者のによる応募の・は、のからとします。ただし、福岡市からの指によりを・するをきます。

法人・圏域・整備定地・定員の情については、地域住で開する内容のため、応募切り日、いわがあった、またはにてします。

提された人情については、事業所定の目的にり利用し、他の目的には利用することはありません。なお、人情をくについては、法令またはに基き開するがあります。

応募事業者にして審査知後、採択された事業者については、法人、整備定地を福岡市ームーにします。

にする、応募のを行います。
 ア 福岡市との事がしていない
 応募の内容に備がある
 地域住へのを行ったものと認められない
 のなくを開しなかった、の開がなで
 を行わなかった
 設用地について、築基準法による要件の認や開発にうの
 要件、その他の法令によるについて所課とを行っ
 ていない
 応募のを行うことがでないと市が認める
 にする、審査を行うことなく応募事業者をとします。
 また、審査知後ににすることがしたは、採択された
 であっても、採択をりし、応募事業者をとします。

ア 運営員の定の後に、応募事業者が運営員の員にし、
 を 連 を求め、または した
 市の や を くような行 をしたと市 が認める
 応募 の内容に、重 な 備や の があつたと認められた
 応募 の提 後、 の事 が 認された

- ・重要事 整備 所、施設 、定員、 、資金 者 を福岡市の
 なく した 重要事 に しない についても 事 に
 が 要となります。
- ・ 金 高が 要とされる自 資金 に たないと 認された
 金 高が によるものと した
- ・ 設用地について、 築基準法 による について 所 課と を行っ
 ていないと 認された

団、 団員またはこれらの者と密 な関係にある者 福岡市 団
 に する行 を行う者であることが した
 の か、市 が 切と認めた

(5) 応募書類の提出期限について

事 が した応募事業者は、 期 までに の提 をお いします。
 年、 切日近くは が くなりますので、期 に を って提 してくだ
 さい。

令和4年7月29日（金）午後5時必着（期限厳守）

の 、 課に してください。
 ・ による提 は 。

(6) 応募書類の提出先（問い合わせ先）

福岡市役所 福祉局 高齢社会部
 介護保険課 介護計画係
 （福岡市中央区天神1丁目8-1 12階）
 TEL：092-733-5452
 FAX：092-726-3328
 E-mail：kaigo-keikaku@city.fukuoka.lg.jp

(7) その他

○ 障がい者施設・保育所（施設内保育施設含む）との併設について

障がい者施設や保育所との併設による整備をされる場合は、介護保険課のか、の課にください。

なお、募事業の採択をもって、障がい者施設や保育所の事業に関する認を するものではありませんので います。

【障がい者施設関係】

福祉局障がい者部障がい福祉課（本庁舎 12 階）

T E L : 0 9 2 - 7 1 1 - 4 2 4 9

【保育所関係】

認可の場合：こども未来局子育て支援部事業企画課（本庁舎 13 階）

T E L : 0 9 2 - 7 1 1 - 4 1 1 4

認可外の場合：こども未来局子育て支援部指導監査課（本庁舎 13 階）

T E L : 0 9 2 - 7 1 1 - 4 5 9 6

○ 辞退について

応募の提後、やをない事情によりするは、をの、法人、者の、法人のあるを提させていただきます。

また、整備事業者として採択された後にすることは、本市事業計画体にな支をすことになるため、そのをに認識したで、実に事業が実施できるみをもって応募してください。

なお、事業採択後にがあったは、運営員へ事業者やについてを行いますので、によっては年度の応募について審査にするがあります。

4 審査・採択方法について

(1) 運営委員会審査項目及び着眼点について

応募の後、審査、現地査、アを行い、学識者の員で構成された「福岡市地域密着型サービス運営員」運営員にり、審査を行い、市が事業者を決定します。運営員の審査目審査の着はのとおりです。

■ 運営委員会審査項目及び着眼点等

(○：プラス評価、△：マイナス評価の例)

審査目	審査の着について	
	認計の専門による	10
築設備	築の専門による	10
地域包括ケアのみ	<p>■ 福岡市の定める重要評価項目について</p> <p>介護・くりの推進や生活支援のりみ、一®や認知症の認知症の人を支援するりみなど、地域包括ケアシステムの構築にするりみを行っている</p> <p>法人専門職員のつ資・知識を地域へするりみを行っている</p> <p>介護保険度の高齢者支援や、発生の福所としての高齢者の要援護者のけれといった支援・支援などにおいて、地域にできる計画となっている</p> <p>課後のどもの所くりなど、となるような計画となっている</p> <p>地域の実情を把握し、その実情に応じた体的な支援が計画されている</p> <p>■ 医療的ケアや協力医療機関の確保について</p> <p>医療的が必要な高齢者のけれにする解がある</p> <p>重度要介護者のけれ実施にう職員や医療機関の保が切である</p> <p>ターケアにする解がある</p>	20
計画内容	<p>■ 介護サービスの質及び居住性に配慮した計画について</p> <p>「施設設計においてにする」募集要13 17にされている</p> <p>■ 周辺事業者との連携について</p> <p>事業者との連携をめた地域に開かれた事業計画となっている</p>	20

	<p>に 地域で施設 を運営している法人 関連法人を によって、い みや 的な運営が行われている</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金について 利用しやすい 金設定に している 応募 に 金設定 の え方、積 を してください ■ 非常災害対策について 高齢者に した 、 計画となっていない ■ 地域からの意見・要望を取り入れた計画となっているか 地域の 一 を把握しておら 、計画に されていない ■ 地域住民に対する説明が十分であり、理解や賛同を得られているか 地域住 に しての が しており、 がある 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市全体から見た適正配置 一 の事業所との スに している ■ 生活環境、周辺環境について 住宅地など施設が地域とのつながりを保つことができる 立地 である 事情、地 的 件 、施設の機 が た る位 にある 日 、 、地域の に されている 利用者 の 、療 ができる医 を施設の近くに 保できる 法に基 く 区域または 区域に指定された区域である 	10
運営法人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉に対する取り組み、理解について 事業開 の動機や法人の が であり、事業所運営に されている ■ 家族や地域住民との交流について や地域住 との 体的な 計画を立てている テ ア 福岡市介護支援 テ ア の け れが計画されている ■ 介護に関するノウハウについて 地域密着型サービスや 一 ④についての知識 が である ■ 運営推進会議の運営について 運営推進 の構成員を 切に している ■ 情報の開示・提供の体制について 情 の 、情 開 に関する体 や手 が定められてい ない ■ 相談・苦情への対応の体制について ・ 情に する体 が整っていない BCP（業務継続計画）について 	10

	業 続計画 を 定している は 定する計画 がある	
業者	■ 職員配置・職員の待遇状況について 職員の採用計画、職員の 取り組みが 切である 介護職員の がい 職員の がある ■ 管理者について 者に さわしい人 、 、 である 者が地域包括ケアの 解を める みを 行っている ■ 職員の確保 職員の 職 のための みを 行っている	10
	■ 事業計画を確実に実現、継続できるか 事業計画を 的に し、 期的に安定した運営ができる ■ その他の事項について で、 がい者・ 高齢者の 用や て支援を 進めるなど、 のある り みが計画され、 の となり るものがある 地 に した設備の に している	10
	計	100

(2) 審査方法

体的な採択の手 は、 のとおりとします。

運営 員が審査 目 とに を行います。 計 が基準 の6
の は 採択とします。

募集圏域内で がある は、基準 の を し、 計 の高い事業者を採択します。

として、 計 の高い に募集定員に するまで採択します。ただし、募集定員 に位 する法人を採択することによって、 に募集定員を えるは、募集定員内に まるよう 位の法人を採択することがあります。

設する他事業 定期 ・ 応型 介護 護を く については、一体的に審査します。

5 施設計画・人員基準について

(1) 土地・建物について

事業所の地・建物は、事業者が所管するものとし、その用途は、用途地域として、地については事業開始後30年以内、建物については事業開始後20年以内の期間を確保してください。

既に取得している建物であっても、応募事業への用途目的の適合性、用途変更の承認等について、一貫性のある対応を確保してください。

また、近隣の地として用途地域であることが求められます。応募には、採択された用途、実際に取得するものが認められる内容の適合性、または採択されなかった場合はが適合性であるものを確保してください。

整備用地に指定されている場合は、用途として、事業開始後30年以内であること。事業開始後に運営資金の確保を目的とした用途の設定は認められません。

ただし、事業者が施設整備を目的として取得した地に係る用途については、用途変更しなくてもしつこく確保してください。この点についても留意してください。

(2) 施設設計において特に留意する点について

施設の設計、事業計画、人員の確保にあたっては、用途、用途地域、基準、知その他関係法令に基づき、用途に適合する切実な計画を策定してください。

また、建築基準法、消防法その他関係法令関係知も合わせて確保するか、本市が策定した計画・指針にも留意してください。

さらに、利用者が介護を要する高齢者であることに配慮した設計とするため、「福岡市福岡市のまわり」の基準や「認知症の人にもやさしいの手引き」の指針を参考にしてください。

福岡市地域密着型サービスの事業の人員、設備・運営の基準を定める
施行 令和3年4月1日施行

福岡市 人員・設備・運営指針 令和3年7月1日施行

福岡市施設における安全確保について
令和6年18日 施第107

なお、「福岡市の介護施設に係る確保・方策について」や「介護保険指定事業者集団指針」など本市が策定している内容も留意し、事業計画に反映してください。

所

福岡市ホームページ : <https://www.city.fukuoka.lg.jp/index.html>

福岡市の介護 定に係る え方・方 について
 福岡市 ホーム ・医療・福 高齡・介護 事業者の方へ 事業者
 の方へ お知ら 福岡市の介護 定に係る え方・方 について

介護保険指定事業者集団指
 福岡市 ホーム ・医療・福 高齡・介護 事業者の方へ 募・
 情 令和3年度介護保険指定事業者集団指 の実施について

基 基準に定められた事 指 指 に定められた事 募の要件

目	に する
基 介護	基 とつの の定員 は1人にする。ただし、利用者の 要と認められる は、2人とすることができる 指 内法13 であること 、 の 積を く みの を利用できるス ースを 保すること 基 シーの保護に し、介護を行える な さであること 基 地 に設けないこと 基 1 の は、 な 地、 は 間に して設 けること 指 の り は引き が ましい
基 一 介護	基 介護を行うために な さを すること。ただし、利用者を一 的 に して介護を行うための が 保されている は設けないことが できる
基 機 ・	基 機 を に発 する な さを すること 採 、 し、 住 を した ア が ましい に近い位 に手 いを設 すること を 行さる により をつけ、 着きのある 間とするこ と く しの る 間では 心地が い
指 医 は	指 医 を設 する には、医療法施行 第16 和23年 生 令第50 に 定する 療所の構 設備の基準に したものとす ること
指 ・生 きがい施設	指 者が で生きがいを って生活することに資するため、スポー 、 ーシ 施設、 を設けることが ましい
基	指 す ての は で 切り、 り は とすること ーテ や ア ー ーテ は 指 から が えにならないよう すること 指 の中で利用者を介 できるス ースを 切に 保すること や の にも すること 基 内 は のある とに設 し、 を備えている こと

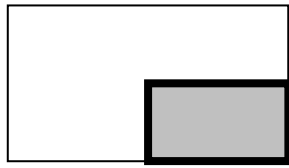
	指 施設に1か所は福祉型を設けること
基	基 身体の不自由な者が利用するのにしたものとする 指 のは2方向からの介助ができること 3方向介助が 指 ほしい 指 との度にしていること は介護ができるスペースを確保し、切なさとする ことするとはいくなる
指 は	指 用の機と用の機をにすること 指 が切にされるようにすること
基	指 がれないようまで区画すること 指 用と用の動が重ならないようにすること、 指 をらにをにできるようにすること 指 他の設備と区別された一定のスペースを確保することがほしい 指 生にすること
指	用に設けるは、いすでの利用を定めた高さ・で あること 生、の形でタのいしをしないようにすること 指 いてのーターやいきりのさなタを設ける ようにすること 指 症を定めた位に設けることがほしい
ア	開を90cm確保すること いすができる 80
	や職員のにすること
関係	基 スー設備、自動 知設備、 機関へ する 指 知設備を設けること 指 機関へ する 知設備は、 者などが 常にすに 指 できる 所へ設けること 設 所を に すること 指 が2 にある は、 からの 所として ー 指 や を設けること ーは が行 な とし、 90cm を 確保すること 指 の の 、 の アは 自動解 なものとする 指 ること。また、 に を設 けない は、利用者の 指 を充 すること。 指 の から、 を して を 成すること。 指 常 の も めて、市住宅 市 築 事 に事 指 すること 指 の は1.8m とすること。ただし、中 の は2.7m と 指 すること 内に 設備がある は、 1.5m 指 、中 1.8m
関	指 関・り は利用者が れやすい とすること ア ー 指 、 指 が り まないよう、 関には を設けること

ア の 事	<p>、 、 、 、事 の内法 積を すること 設整備の 、事業 の 積も すること 設計 には実 に する を し、介護動 が 保されてい るかどうかを 認できる にすること スタ の動 に し、かつ利用者の安 が 保されたつくりとす ること りに や 、 集積所、 、 機 を す ること については、 がわかるよう すること</p>
その他	<p>基 手すりやス ー を 要 所に設けること 基 築 は準 築 でなけれ ならない 指 者が利用する 要 所に ース ー を設ける こと 指 者が な日常生活を営 のに した 構 設備を し ていること 指 利用者が 用する設備が2 にある 、 ーターを設 する ること 指 日 、採 、 利用者の保 生、 について する こと 指 症 に していること 指 人情 を 切に するための事 ・ス ースがあること 計画 で 者 介護支援専門員を 保し、 画さ ることが ましい 職員用の 、 を設けること を設けることが ましい いすや 用 の保 や、 ができる を 設け ることが ましい その他、利用者や 業員の 動、 ・ の動 について する こと 地 に する から、 福岡 築 システム における「+」 の の や 成26年度 における地 活動 開発・ 門 を した ・ の に することが ましい 福岡に関する い わ 福岡市住宅 市 築審査課 TEL 092-711-4583 「認知症の人にもやさしい の手引き」に なり する こと</p>

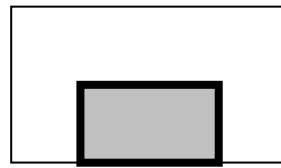
により応募するなど、 の事情があれ 一定の が ですので、
 に ください。

により応募する についても、 築基準法に し、 の安 が 保
 されていることが 要です。

2方向 から介 ができる の
2方向介



3方向介



「認知症の人にもやさしい の手引き」
認知症の人にもやさしい とは、認知症の人だけではなく高齢者の方 の
から えられた ーサ です。「 に ら 行動できる 間 くり」「安
心して自 で る 所 くり」を基本的な え方として、より しやすい を
整えるための3 のポ をまとめています。

所
福岡市 ーム ー
福岡市 ーム ・医療・福 高齡・介護 認知症 認知症の人にもやさしい

(3) 人員基準について

サービスの人員基準概要を しております。 については、福岡市地域密
着型サービスの事業の人員、設備 運営の基準 を定める 施行 を
認ください。

また、福岡市では、認知症の人との ケーシ ケア 法である
ー ②の に り ています。介護に携わる職員が、実 の業 で
ー ②を活用できるよう、積極的な を った計画としてください。

<地域密着型特定施設入居者生活介護の人員基準【概要】>

者	<ul style="list-style-type: none"> 施設 に すること 常 であること 専ら 業 に 事する者であること 利用者の に支 がない は、事業所の他の職 も 事
生活 員	<ul style="list-style-type: none"> 1 の者は、常 であること
介護職員・ 護職員	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員、護職員の は利用者の が3 はその を す とに、 常 方法で1 すること 護職員は常 法で1 すること 介護職員、護職員それ れ1 の者は、常 であること 常に1 の介護職員を すること
機 指 員	<ul style="list-style-type: none"> 1 すること 事業所の他の職 も 事

計画 成 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 すること ・ 専ら計画 成に 事する者であること <p style="text-align: center;">利用者の に支 がない は、事業所の他の職 も 事</p>
--------	--

サテ 型 定施設は、人員基準に 和要件があります。 認ください。

6 資金計画について

事業所の整備に 要な資金の 保については、関係法令 を充 に 解して資金計画を立ててください。

(1) 開設総事業費

開設 事業 は、自 資金、 金 金により 保されることとします。

(2) 運営資金

運営に係る自 資金として、計画年間事業 の12 の2 2 の現金 金を 保していることとします。

介護保険 度における介護 の支 いは、概ね3 度を要することから、実 には、その間の運 資金と て、 の や利用人 に した の もつな 資金として準備する 要があります。

建設・運営自己資金については、応募書類提出時及びそれ以降も、確実に自己資金を有していることとします。なお、借入による資金は自己資金とは認められません。

自己資金の確保は、施設建設及びその後の健全な施設運営のためにも重要であり、協議書提出資料（令和4年8月1日現在）のほか、随時に残高証明書により確認します（令和4年8月1日時点で資金が確保できていない場合は、その後協議書提出締切日までに資産売却等により現金・預金を確保したことが証明できる書類を添付することとします。）

(3) 補助金について

令和5年度整備については、福岡 地域医療介護 保基金 度の 金を活用することができる 定です。

金は、 、 、市とも の 内において が決定されるため、基準単 を なる となることがあります。 の 度の や 事情により、資金計画を に す 要が生じる もありますので、 な をもった資金計画としてください。

なお、 金を活用 に整備を行う も、 案件と の審査手続きとなります。

① 福岡県地域密着型施設等整備補助金に係る交付基礎単価

金の要 に い、 される があります。

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

施設	基 単	
地域密着型 定施設者 生活介護	3,584 /	整備に 要な 事 は 事 事 事施 のため 要な事 に要する 用であっ て、 、 、 運 、 本 設計 をいい、その は、 事 は 事 の 2.6%に する を 度 とする 。 ただし、 の 金 において とする 用を き、 事 は 事 には、これと と認められる 金 と認めら れる を 。

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

施設	基 単	
地域密着型 定施設 者生活介護	671 /	開設 の6 間に係る 用 、 用 、備 備 設 に う 事 を 、 、 、 職員手 、 、 金、 、 、

ウ 定期借地のための一時金の支援事業

用地 保のための定期 地 設定に して、 地所 者に支 う一 金
の いたして されたもの に る。 を します。

施設を整備する用地に係る が定める の2 の1 の
設定のない 地については、 の定める 方 により 定した の2
の1 の と、 の実支 を し、 ない方の に 2 の
1を じて た を 金の とします。

② 交付要件

- ・ 事業者は、事業所の運営事業者に る。
- ・ 基 単 と の実支 の 計 とを して ない方の を
とする。
- ・ 金の 決定 に着手した事業は、 の としない。
- ・ の に る事業は、 の としない。

ア 地域密着型サービス 整備 成事業

一 に実施している事業

他の 度により、現に 事業の の一 を し、
 は している事業
 地の は整地 人の資 を 成する事業
 職員の 、 は の 設にかかる事業
 その他施設 設備に関する事業として と認められない事業
 介護施設 の施設開設準備 支援事業
 一 地方 員法(和25年法 第261)に定める地方 員の に充
 てる
 他の 度により、現に 事業の の一 を し、
 は している事業

③ 補助金の交付を受ける際の注意事項

ア について

金の を ける 設 事は、 事業となりますので、福岡市が実施する 事の いに準じて行うこととします。

体的には、施 業者を福岡市の基準に準じた方法により 事 に応じた指定業者の中から指 し、 定した の事業者による によって施行業者を決定することになります。

について

金を活用される は、「 金に係る の 行の に関する法 」に基 き、 期間を する に事業の 、 の設定の を行うことのないようにしてください。

期間を する に、 を する には、福岡 知事 の 事 の 認と、 として 金の が 要となります。

期間の

	構 は用	目	期間
	一 は	住宅用、 用、 所用、学校用 は体 用のもの	47年
	一 のもの 金のもの の が 一 を えるものになる		34年

金 の手続きの

採択事業者にし、審査 知後に関係資 を します。